

## 福祉サービス第三者評価事業推進委員会条例

(設置等)

第一条 知事の諮問に応じ、福祉サービス第三者評価（福祉サービス（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十五条第一項に規定する福祉サービスをいう。以下同じ。）の質を福祉サービスを提供する事業者及び利用者以外の公正かつ中立な第三者が専門的かつ客観的な立場から行う評価をいう。以下同じ。）を行う事業（以下「第三者評価事業」という。）の推進に関する重要事項を調査審議するため、宮城県福祉サービス第三者評価事業推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、前項に規定する重要事項に関し知事に意見を述べることができる。

(組織等)

第二条 委員会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 福祉サービスを提供する事業者を代表する者
- 三 福祉サービスの利用者を代表する者
- 四 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第三条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第四条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第五条 委員会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(部会)

第六条 委員会に、第三者評価機関認証部会（以下「部会」という。）を置き、第三者評価機関（福祉サービス第三者評価を行う法人をいう。）の認証及び第三者評価事業に関する苦情等への対応に関する事項（以下「所掌事項」という。）を調査審議する。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 前三条の規定は、部会について準用する。

4 所掌事項については、部会の議決をもって委員会の議決とする。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

宮城県福祉サービス第三者評価事業推進委員会の委員	出席1回につき 11,600円	6 級
--------------------------	-----------------	-----